

議案第 88 号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 16 年 9 月 10 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 16 年 9 月 21 日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和 43 年告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「羽合町、泊村、東郷町」を「湯梨浜町」に改め、西伯郡の項中「西伯町、会見町」を「南部町」に改め、「羽合町・泊村中学校組合」を削り、「西伯町ほか二か町清掃施設管理組合」を「岸本町・南部町清掃施設管理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。